

# 岐阜県立希望が丘こども医療福祉センターにおける診療情報等の提供に関する指針

## 1 趣 旨

希望が丘こども医療福祉センター（以下「センター」という。）は、患者様及び親権者様等（以下「患者様等」という。）と医療従事者等（医師、看護師、療法士その他センター職員とのより良い信頼関係の構築、医療の透明性の確保、情報共有による医療の質の向上、患者様の知る権利の観点などから、診療記録の開示を含めた診療情報の提供を推進する。

## 2 目 的

この指針は、「希望が丘こども医療福祉センターの理念」に基づき、インフォームド・コンセントの理念や個人情報保護の考えを踏まえ、患者様等が疾病と診療内容を十分理解し、患者様等と医療従事者等とが共同で疾病を克服するなど、患者様等と医療従事者等とのより良い信頼関係の構築を目的とする。

## 3 提供等を行う診療情報等個人情報の範囲

提供等を行う診療情報等の範囲は、センター運営における医療の提供等を目的として、センターが作成又は収集した記録とする。

## 4 診療情報等の個人情報を請求できる者

診療記録等の個人情報の請求ができる者（以下「開示請求者」という。）は、「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）第 76 条における開示請求ができる者とする。

## 5 診療情報等の個人情報の開示

### （1）診療中の診療情報の提供

医療従事者は、原則として、診療中の患者様等に対して、次に掲げる事項等について丁寧に説明を行うものとする。

- ① 現在の病状と診断病名
  - ② 予後
  - ③ 処置及び治療の方針
  - ④ 処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用
  - ⑤ 代替的治療法がある場合には、その内容及び利害損失（患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、その場合の費用を含む。）
  - ⑥ 手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要（執刀者等の氏名を含む。）、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無
  - ⑦ 治療目的以外に、研究などの他の目的も有する場合には、その旨及び目的の内容
- 医療従事者は、患者様が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、原則としてこれに応じる必要がある。

患者様が未成年等で判断能力がない場合には、診療中の診療情報の提供は親権者等に対して行うものとする。

### （2）診療記録等の個人情報の提供等の手続き

診療記録等の個人情報の提供等の手続きは、「知事が保有する個人情報に関する規

則」により行うものとするが、診療活動における診療情報等の個人情報の説明において、記録等の必要な部分を閲覧させる場合は、この手続きを省略する。

(3) 診療情報等の個人情報の開示義務

センターは、開示請求があった場合は、法第 78 条による開示しない情報及び法第 81 条の開示請求を拒むことができる場合を除き、診療情報等の個人情報を開示する。

6 診療情報等の個人情報の提供に必要な費用の徴収

診療録等の写し等（印刷し、印画し、及び複写した物を含む。）の交付に対する費用に関しては、別紙のとおり徴収する。

7 遺族に対する診療情報等の提供

医療従事者等は、患者様が死亡した際には遅滞なく、遺族（配偶者、子、父母及びこれに準ずる者（法定代理人を含む。））に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供しなくてはならない。

この場合、患者様本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重する。

本条項は、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成 15 年 9 月 12 日 医政発第 0912001 号）の 9 において定められている取扱いに従って記録の提供を行う。

8 他の医療従事者等への診療情報等の提供

診療等の目的以外の目的のために、個人情報をセンター内部において利用し、又はセンター以外の医療従事者等に提供してはならない。

ただし、法第 69 条第 2 項但し書き及び「岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター個人情報保護方針」に定める利用目的のいずれかに該当するときは、この限りではない。

9 診療情報等の提供に関する苦情処理

診療情報等の提供に関する苦情の申出については、岐阜県庁内の個人情報総合窓口か、センター内の個人情報窓口で苦情の相談に応じる。また、県が設置する医療安全支援センター（岐阜県庁 医療整備課内）の相談窓口での相談も可能である。

苦情については、「岐阜県個人情報保護事務取扱要綱」により適切に対応する。

10 その他

本指針に記載されていない事項は、「岐阜県情報公開条例」その他関連法令等によるものとする。

附 則

この指針は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

この指針は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別紙

公文書の種類	供与する写し等	金額
文書、図画及び 写真	公文書の写し (単色刷り)	A3判までの用紙1枚につき10円。 ただし、両面複写により写しを作成する場合は、片面を1枚として額を算定する。 また、A3判を超える大きさの物については、A3判用紙を用いた場合の枚数に換算して額を算定する。
	公文書の写し (多色刷り)	A3判までの用紙1枚につき40円
文書、図画及び 写真をスキャナ により読み取っ てできた電磁的 記録	光ディスク	光ディスク(CD-R700メガバイト)1枚につき40円に A3判までの用紙1枚につき10円を加えた額
		光ディスク(DVD-R4.7ギガバイト)1枚につき60円 にA3判までの用紙1枚につき10円を加えた額
写真フィルム	印画紙に印画した物	委託に要する実費
スライドフィルム	印画紙に印画した物	委託に要する実費
マイクロフィルム	用紙に印刷した物	委託に要する実費
電磁的記録	光ディスク	光ディスク(CD-R700メガバイト)1枚につき100円
		光ディスク(DVD-R4.7ギガバイト)1枚につき120円
備考 上記のほか、請求者の承諾を得て、実施機関が写し等の作成を外部に委託した場合において、当該写し等を供与するときは、請求者は、当該委託に要する実費を負担するものとする。		